平成３０年（フ）第３４号
高知県南国市大埇甲2417番地41
破産者　笹山　浩一
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６６号
長崎県佐世保市折橋町５番25号、前住所長崎県佐世保市熊野町160番地
破産者　大場　政彦
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第１号
大分県竹田市大字平田6605番地
破産者　嶺田　信夫
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部破産係

平成２９年（フ）第１０７号
北海道白老郡白老町字北吉原199番地228、前住所札幌市清田区清田６条２丁目14番12号
破産者　皆川　博志
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第２２９号
北海道茅部郡森町字石倉町232番地４
破産者　鈴木　幸子
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１０号
北海道旭川市春光台１条５丁目５番８号　高台コーポ第Ⅱ　206号室
破産者　長瀬　博則
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２８号
北海道旭川市10条通23丁目３番地の３
破産者　藤田　真治
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２９号
北海道旭川市10条通23丁目３番地の３
破産者　藤田　聡恵
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４０７号
茨城県ひたちなか市大字馬渡2866番地44
破産者　根本　道冬（旧姓福島）
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第４３７号
横浜市南区大岡４丁目35番10号
破産者　桧原紀美子こと　孔　紀美子
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４８４号
横浜市神奈川区三枚町133番地２　矢澤荘Ｂ棟202号
破産者　川原　　健
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３４５号
相模原市緑区根小屋2540番地15
破産者　伊藤　善市
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５７３号
相模原市中央区横山１－３－１－1006、住民票上の住所東京都品川区南大井３丁目27番２号　ａｃｃｅｓｓ　ＢＬＤ　大森　４Ｆ
破産者　笹本　明彦
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第８号
新潟県新発田市大栄町５丁目10番28号
破産者　須藤えりみ
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第４１８号
岐阜県関市平成通１丁目６番22―302号
破産者　土士田明弘
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第２６号
大分県別府市大字南立石2169番地の12　アサヒ不動産２Ｆ、開始決定時の住所静岡県藤枝市高柳３丁目１番32号　シティフラット大畑Ｂ103号
破産者　工藤　恭子
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９９号
静岡市葵区建穂２丁目20番27号
破産者　田口　　勉
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５３９号
静岡県浜松市中区富塚町2132番地の18
破産者　高尾　信彦
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係